

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和元年 5 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニホン スイリ カブシキカイシャ 日本水理株式会社
 住所 〒541-0043
 大阪市中央区高麗橋4丁目4番6号
フリガナ 代表者氏名 ダイエョウトリシマリヤク コクボ カズノリ 代表取締役 小久保 和則
 電話番号 06-6222-4481
 FAX番号 06-6222-4751
 メールアドレス info@suiiri.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和元年 5 月 日

申請者 氏名又は名称 ニホン スイリ カブシキカイシャ 日本水理株式会社

住 所 〒541-0043
大阪市中央区高麗橋4丁目4番6号

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリアク コクボ カズノリ 代表取締役 小久保 和則

電話番号 06-6222-4481



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>コクボカズノリ</small> 小久保和則	
代表取締役 <small>コクボケイコ</small> 小久保圭子	
取締役 <small>カナマ ヒジメ</small> 金間 肇	
取締役 <small>ホリケチケンイチ</small> 堀口健一	
取締役 <small>アサモトカス'イコ</small> 浅本明彦	
取締役 <small>ネリキマサノリ</small> 細木正典	
監査役 <small>コクボヒロシ</small> 小久保皓司	
監査役 <small>サカモト ユキ</small> 坂本祐基	
事業の範囲	管工事業・水道施設工事業・給水装置工事業・機械器具設置業・水処理装置・衛生設備の設計、施工、管理 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理 水質分析検査
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本水理株式会社 大阪南支店 代表取締役 小久保 和則
上記事業所の所在地	郵便番号 591-8002 住所 堺市北区北花田町3丁19番7号 電話番号 072-252-8011 FAX番号 072-252-8012 メールアドレス suirion@theia.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
畑 謙治	第203981号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和元年 5月 13日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考	
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	3		
		PCFBE-50	1		
	パイプカッター	VC-0348	2		
		VC-0327	2		
	塩ビカッター	VC-0363	1		
		ロータリーバンドソー	CB18F		1
		セーバーソー	CR13VC		2
レシプロソー	RJK-120	2			
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器 やすり	パイプセット100V550W	1		
		300平型判丸型	3		
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3		
		パイプレンチ	3		
	スパナ ソケットレンチセット	13～100mm	5		
		1570M	1		
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T508	2		

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和元年 5月 16日

申請者

氏名又は名称 日本水理株式会社

住 所 大阪府中央区高麗橋4丁目4番6号

代表者氏名 代表取締役 小久保 和則



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府中央区高麗橋四丁目4番6号

日本水理株式会社

会社法人等番号	1200-01-077651	
商号	関西水理株式会社	平成16年 2月17日修正
	日本水理株式会社	平成16年 6月 1日変更
		平成16年 6月10日登記
本店	兵庫県西宮市今津社前町1番11号	平成 8年 6月 1日移転
	大阪府中央区高麗橋四丁目4番6号	平成16年 2月13日移転
		平成16年 2月17日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成27年 5月25日変更
		平成27年 7月 6日登記
会社成立の年月日	昭和49年11月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業一式の設計、施工、管理 2. 土木工事業一式の設計、施工、管理 3. 大工工事業、左官工事業、屋根工事業一式の設計、施工、管理 4. 内装仕上工事業一式の設計、施工、管理 5. 建具工事業一式の設計、施工、管理 6. 造園工事業一式の設計、施工、管理 7. 管工事業一式の設計、施工、管理 8. さく井工事業一式の設計、施工、管理 9. 水道施設工事業一式の設計、施工、管理 10. 給水装置工事業一式の設計、施工、管理 11. 清掃施設工事業一式の設計、施工、管理 12. 電気工事業一式の設計、施工、管理 13. 機械器具設置工事業一式の設計、施工、管理 14. 防水工事業一式の設計、施工、管理 15. 塗装工事業一式の設計、施工、管理 16. 消防施設工事業一式の設計、施工、管理 17. 防災設備、消火設備の保守、管理、点検 18. 防虫駆除予防工事の施工 19. 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理 20. 排水管の清掃 21. 水質分析検査 22. 水処理装置の設計、施工、管理 23. 衛生設備の設計、施工、管理 	

	24. 各種浄水薬剤販売 25. 産業廃棄物の運搬およびその処理 26. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理 27. 水力発電装置の企画、設計製作、販売および据付施工、管理 28. 電力の供給事業 29. 薬品機器の販売 30. 損害保険代理店業 31. 上記各号に附帯関連する一切の業務 平成27年 5月25日変更	平成27年 7月 6日登記
発行可能株式総数	80万株	平成16年 5月16日変更 平成16年 6月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 19万6000株	平成16年 6月 4日変更 平成16年 6月10日登記
資本金の額	金9800万円 金3億円	平成16年 6月 4日変更 平成16年 6月10日登記 平成30年 5月16日変更 平成30年 5月22日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。 平成27年 5月25日変更	
役員に関する事項	取締役 <u>小久保和則</u> 取締役 <u>小久保和則</u> 取締役 <u>小久保和則</u> 取締役 <u>小久保和則</u>	平成27年 5月25日就任 平成27年 7月 6日登記 平成28年 5月26日重任 平成28年 6月 1日登記 平成29年 5月26日重任 平成29年 6月22日登記 平成30年 5月12日重任 平成30年 5月22日登記

	<u>取締役</u>	<u>小坂力</u>	平成27年 5月25日就任 ----- 平成27年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>小坂力</u>	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>小坂力</u>	平成29年 5月26日重任 ----- 平成29年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>小坂力</u>	平成30年 5月12日重任 ----- 平成30年 5月22日登記
			平成30年 8月15日辞任 ----- 平成30年 8月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>小久保圭子</u>	平成27年 5月25日就任 ----- 平成27年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>小久保圭子</u>	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>小久保圭子</u>	平成29年 5月26日重任 ----- 平成29年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>小久保圭子</u>	平成30年 5月12日重任 ----- 平成30年 5月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>土江広志</u>	平成27年 5月25日就任 ----- 平成27年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>土江広志</u>	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月 1日登記
			平成29年 3月10日辞任 ----- 平成29年 3月13日登記

	<u>取締役</u>	<u>秋岡泰考</u>	平成27年 5月25日就任
			平成27年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>秋岡泰考</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 6月 1日登記
			平成29年 1月31日辞任
			平成29年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>神谷忠昭</u>	平成27年 5月25日就任
			平成27年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>神谷忠昭</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 6月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>神谷忠昭</u>	平成29年 5月26日重任
			平成29年 6月22日登記
<u>取締役</u>	<u>神谷忠昭</u>	平成30年 5月12日重任	
		平成30年 5月22日登記	
		平成30年 6月30日辞任	
		平成30年 7月12日登記	
<u>取締役</u>	<u>真清田忠司</u>	平成27年 5月25日就任	
		平成27年 7月 6日登記	
<u>取締役</u>	<u>真清田忠司</u>	平成28年 5月26日重任	
		平成28年 6月 1日登記	
<u>取締役</u>	<u>真清田忠司</u>	平成29年 5月26日重任	
		平成29年 6月22日登記	
<u>取締役</u>	<u>真清田忠司</u>	平成30年 5月12日重任	
		平成30年 5月22日登記	
		平成31年 1月31日辞任	
		平成31年 2月 4日登記	

	<u>取締役</u>	<u>小久保皓司</u>	平成27年 5月25日就任
			平成27年 7月 6日登記
			平成28年 5月26日退任
			平成28年 6月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>金間肇</u>	平成29年 1月15日就任
			平成29年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>金間肇</u>	平成29年 5月26日重任
			平成29年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>金間肇</u>	平成30年 5月12日重任
			平成30年 5月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>能登恒彦</u>	平成29年 1月15日就任
			平成29年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>能登恒彦</u>	平成29年 5月26日重任
			平成29年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>能登恒彦</u>	平成30年 5月12日重任
			平成30年 5月22日登記
			平成31年 1月31日辞任
			平成31年 2月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>堀口健一</u>	平成29年 2月13日就任
			平成29年 2月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>堀口健一</u>	平成29年 5月26日重任
			平成29年 6月22日登記
	<u>取締役</u>	<u>堀口健一</u>	平成30年 5月12日重任
			平成30年 5月22日登記

	<u>取締役</u> 浅本明彦	平成30年 1月19日就任
		平成30年 1月31日登記
	取締役 浅本明彦	平成30年 5月12日重任
		平成30年 5月22日登記
	<u>取締役</u> 細木正典	平成30年 2月11日就任
		平成30年 2月27日登記
		平成30年 5月12日退任
		平成30年 5月22日登記
	<u>取締役</u> 稲野二郎	平成30年 2月11日就任
		平成30年 2月27日登記
		平成30年 5月12日退任
		平成30年 5月22日登記
	取締役 細木正典	平成31年 2月 1日就任
		平成31年 2月 4日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保和則	平成27年 5月25日就任
		平成27年 7月 6日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保和則	平成28年 5月26日重任
		平成28年 6月 1日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保和則	平成29年 5月26日重任
		平成29年 6月22日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保和則	平成30年 5月12日重任
		平成30年 5月22日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保圭子	平成30年 2月11日就任
		平成30年 2月27日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番35号 <u>代表取締役</u> 小久保圭子	平成30年 5月12日重任
		平成30年 5月22日登記

	<u>監査役</u> <u>小久保幸子</u>	平成27年 5月25日就任
		平成27年 7月 6日登記
		平成28年 5月26日退任
		平成28年 6月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>細木正典</u>	平成28年 5月26日就任
		平成28年 6月 1日登記
		平成30年 2月11日辞任
		平成30年 2月27日登記
	<u>監査役</u> <u>天野督士</u>	平成28年 5月26日就任
		平成28年 6月 1日登記
		平成30年 2月11日辞任
		平成30年 2月27日登記
	<u>監査役</u> <u>中條節</u>	平成28年 5月26日就任
		平成28年 6月 1日登記
		平成28年 7月21日解任
		平成28年 7月21日登記
	<u>監査役</u> <u>小久保皓司</u>	平成28年 5月26日就任
		平成28年 6月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>稲野二郎</u>	平成28年10月 3日就任
		平成28年10月11日登記
		平成30年 2月11日辞任
		平成30年 2月27日登記
	<u>監査役</u> <u>坂本祐基</u>	平成30年 1月19日就任
		平成30年 1月31日登記

	監査役 <u>稲野 二郎</u>	平成30年 5月12日就任
		平成30年 5月22日登記
		平成30年10月10日辞任
		平成30年10月10日登記
	監査役 <u>細木 正典</u>	平成30年 5月12日就任
		平成30年 5月22日登記
		平成31年 1月31日辞任
		平成31年 2月 4日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>	平成27年 7月 6日登記
		平成28年 5月26日廃止
		平成28年 6月 1日登記
	支 店	2 <u>京都市南区上鳥羽石橋町31番地2</u>
平成24年 7月17日登記		
3 <u>神戸市兵庫区芦原通四丁目1番21号</u> 神戸市中央区栄町通五丁目1番19号		平成13年 3月27日移転
		平成13年 4月 9日登記
		平成29年 6月30日移転
		平成29年 7月 5日登記
5 <u>大阪市住吉区山之内二丁目7番29号</u> 大阪府堺市北区北花田町三丁19-7		平成21年 8月24日移転
		平成21年 9月 7日登記
		平成29年 6月30日移転
		平成29年 7月 5日登記
6 <u>大阪市中央区農人橋三丁目1番10号</u> 大阪市西区京町堀三丁目3番27号		平成21年 3月24日移転
		平成21年 4月 9日登記
	平成29年 6月30日移転	
	平成29年 7月 5日登記	

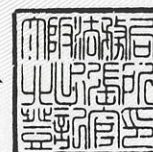
	9 兵庫県西宮市今津社前町1番11号	平成16年 2月13日設置
		平成16年 2月20日登記
	10 東京都中央区新川一丁目2番8号	平成16年 6月 1日設置
		平成16年 6月10日登記
	東京都中央区八丁堀一丁目9番6号	平成30年 3月20日移転
		平成30年 3月26日登記
11 大阪府豊中市熊野町三丁目18番28号	平成25年 2月26日移転	
	平成25年 6月 5日登記	
12 大阪府大東市野崎一丁目12番17号	平成20年 7月26日移転	
	平成20年 9月 1日登記	
15 兵庫県明石市小久保六丁目6番11号	平成22年 2月 1日設置	
	平成22年 2月 8日登記	
16 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	平成30年 3月 4日設置	
	平成30年 3月26日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成31年 2月26日
大阪法務局北出張所
登記官

阿 部 栄 一



日本水理株式会社 定款

この定款の写しは、原本に相違ありません。

平成31年4月18日

日本水理株式会社

代表取締役 小久保 和則





日本水理株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本水理株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業一式の設計、施工、管理
2. 土木工事業一式の設計、施工、管理
3. 大工工事業、左官工事業、屋根工事業一式の設計、施工、管理
4. 内装仕上工事業一式の設計、施工、管理
5. 建具工事業一式の設計、施工、管理
6. 造園工事業一式の設計、施工、管理
7. 管工事業一式の設計、施工、管理
8. さく井工事業一式の設計、施工、管理
9. 水道施設工事業一式の設計、施工、管理
10. 給水装置工事業一式の設計、施工、管理
11. 清掃施設工事業一式の設計、施工、管理
12. 電気工事業一式の設計、施工、管理
13. 機械器具設置工事業一式の設計、施工、管理
14. 防水工事業一式の設計、施工、管理
15. 塗装工事業一式の設計、施工、管理
16. 消防施設工事業一式の設計、施工、管理
17. 防災設備、消火設備の保守、管理、消毒ならびに管理
18. 防虫駆除予防工事の施工
19. 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理
20. 排水管の清掃
21. 水質分析検査
22. 水処理装置の設計、施工、管理
23. 衛生設備の設計、施工、管理
24. 各種浄水薬剤販売
25. 産業廃棄物の運搬およびその処理
26. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
27. 水力発電装置の企画、設計製作、販売および据付施工、管理

- 28. 電力の供給事業
- 29. 薬品機器の販売
- 30. 損害保険代理店業
- 31. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、80万株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第 9 条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出等)

第 12 条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。その届出事項に変更があったときも同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が招集し、その議長となる。

(決議要件)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

② 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他会社法施行規則第 7 2 条に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印、記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

第 19 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当会社が取締役を複数名置く場合には、株主総会において代表取締役を定める。

(役付取締役)

第 23 条 株主総会において当会社の取締役役に役職を付し、必要がある場合には社内的に執行役員を社員（従業員）の中から選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の設定及び員数)

第 25 条 当会社には、監査役 1 名以上を置く。

(選 任)

第 26 条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

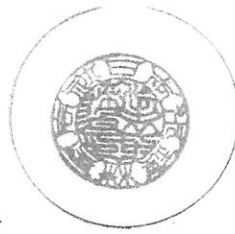
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の監査の範囲)

第 28 条 監査役の監査の範囲は、業務監査及び会計監査とする。

(監査役の報酬等)

第 29 条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。



第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、当該剰余金の配当に関する事項を決定した株主総会開催日の翌日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

② 剰余金の配当は、前項の株主総会において別段の定めがなされた場合を除き、当該株主総会において定められた効力発生日の属する月の末日までに支払う。

(除斥期間)

第 32 条 剰余金の配当は、支払提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

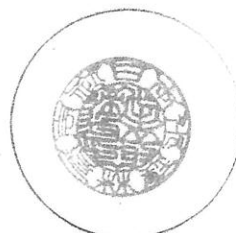
以上、上記は 日本水理株式会社 の定款に相違ありません。

平成 30 年 5 月 16 日

大阪市中央区高麗橋四丁目 4 番 6 号

日本水理株式会社

代表取締役 小久保 和 則



第二〇三九八一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 和歌山県

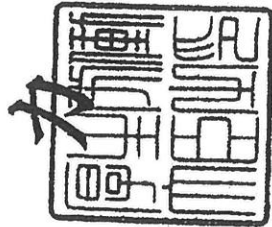
氏名 畑 謙 治

昭和四十九年二月八日生

水道法昭和五十年法律第七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

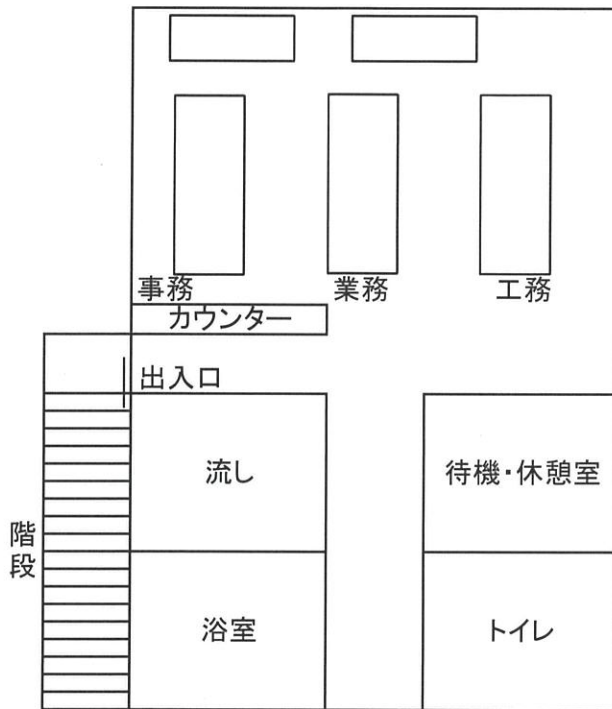
厚生労働大臣 坂口



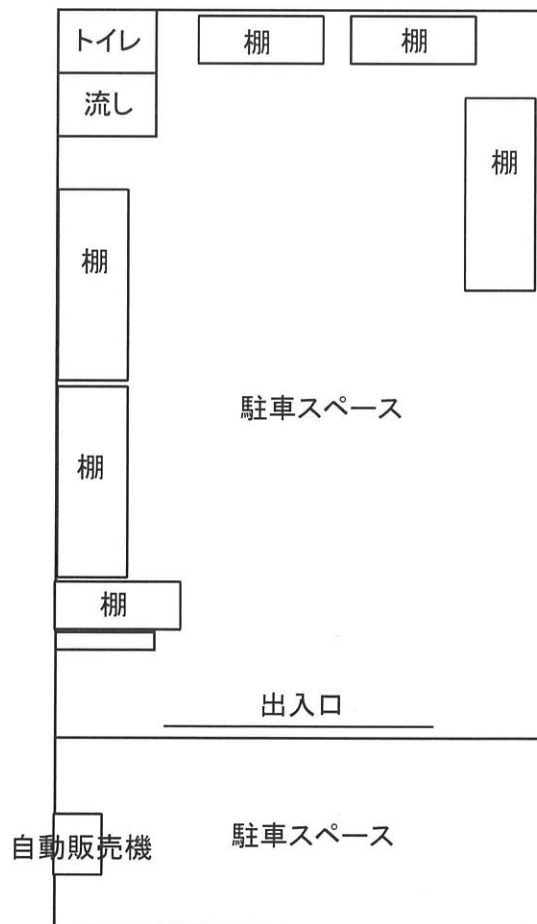
事業所位置図



事務所レイアウト
2階(事務所)



1階(倉庫)





大阪南支店
2階事務所



1階倉庫





事務所全景

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和元年 5 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ニホン スイリ カブシカイシャ 日本水理株式会社
 住所 〒541-0043
 大阪府中央区高麗橋4丁目4番6号

フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク コクボ カズノリ 代表取締役 小久保 和則
 電話番号 06-6222-4481
 FAX番号 06-6222-4751
 メールアドレス info@suri.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和元年 5月 日

日本水理株式会社

〒541-0043

届出者 大阪市中央区高麗橋4丁目4番6号

代表取締役 小久保 和則



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本水理株式会社 大阪南支店 代表取締役 小久保 和則	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
畑 謙治	第203981号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二〇三九八二号

給水装置専主任技術者免状

本籍 和歌山県

氏名 畑 謙 治

昭和四十九年二月八日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給水装置専主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂 口

